

令和4年8月5日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所評価委員会
委員長 田中 敏嗣

意 見 書

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の出資等にかかる不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可することが適当である。

以上